

特別定額給付金の申請手続きについて

廃止店舗（西部支店、山宮支店、杉田支店）の通帳をお持ちの方へ

各市町村にて、特別定額給付金の申請が開始されましたが、申請書類の手続きとして、金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳の写し等の添付が必要となります。

廃止した西部支店・山宮支店・杉田支店の口座を特別定額給付金に指定される予定のお客様につきましては、通帳を下記店舗にて差替えて頂いてから申請手続きを行っていただきます様、よろしくお願い申し上げます。

廃止店舗		継承店舗
★西部支店	➡	富丘支店 富士宮市青木 326-1 (☎0544-26-5171)
★山宮支店	➡	北山支店 富士宮市北山 1529-15 (☎0544-58-0456)
★杉田支店	➡	富士根支店 富士宮市西小泉町 55-1 (☎0544-26-2183)
★個別に指定された店舗がある場合はその店舗		